

「信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）の一部改訂（案）」  
 ≪ パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方 ≫

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	全般	個人 (弁護士)	<p>本一部改訂案を字義通り読むと、信託業務の検査には、金融検査マニュアルのオペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストを適用しないこととなるように思われる。信託業務においては、オペレーショナル・リスクの管理も極めて重要であり、その管理態勢の確認検査には、金融検査マニュアルのチェックリストを適用する余地は大きいのではないかと思う。本一部改訂案は、信託業務における上記チェックリストの適用を排除する趣旨ではないと思うが、誤解を避けるためにも、修正等を行ってはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託検査マニュアルは、金融検査マニュアルのようなリスク毎ではなく、信託業務毎の検証項目で構成されていますが、その内容は、リスクとしては、主としてオペレーショナル・リスク管理等の観点を検証するものとなっております。</li> <li>・ 信託業務を検証する際の「オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の適用の可否についてのご意見は、【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】の（１）で、「信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては本検査マニュアル及び金融検査マニュアルの「経営管理（ガバナンス）態勢—基本的要素—」、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等管理態勢」に基づき、検査を実施する必要がある。」との記載を踏まえてのことと思います。これは、金融検査マニュアルのこれら態勢の記述については、特に、信託検査マニュアルでカバーされていない内容が多いためです。</li> <li>・ 信託検査マニュアルの各管理態勢を検証する際の留意事項に、「金融検査マニュアルを踏まえつつ検証する」旨記載しているとおり、検査官が信託業務を検証する際、オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリストを参照することを排除するというものではありません。</li> </ul>

番号	関係箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託引受管理態勢 (I. 1. (2) ①)</li> <li>・ 信託引受審査態勢 (I. 1. (2) ①)</li> </ul>	信託協会	<p>「営業推進部門」が「営業推進部門等」へ改訂されることにより、従来の定義「勧誘、書面交付等を担当し、顧客と直接、応対する部署（パブリック・コメントに対する金融庁の考え方 平成18年7月13日公表 22番）」から、新しい定義「営業に係る部門・部署・営業拠点等をいい、例えば、営業を直接・間接に行う部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門」に変更された。</p> <p>信託引受管理態勢で求められる「信託引受管理部門」と「営業推進部門等」との関係について、牽制機能が担保されるなら、必ずしも両者が組織的に独立している必要はない、との理解でよいか。</p> <p>また、信託引受審査態勢で求められる「信託引受審査部門」と「営業推進部門等」との関係についても同様の理解でよいか。</p>	<p>信託引受管理態勢及び信託引受審査態勢については、信託引受管理部門及び信託引受審査部門が、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、営業推進部門等との相互牽制が機能しているかどうか重要であり、営業推進部門等から組織的に独立しているかどうかのみで判断するものではありません。</p>
3	信託引受管理態勢 (II. 2. (5))	信託協会	<p>勧誘資料等に対するリーガル・チェックは、「必要に応じて」から「事前に」と変更されている。これは、金融検査マニュアル「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 1. (2) ④【広告等に関する管理】と平仄を合わせたものであると理解してよいか。</p>	<p>そのような理解で差し支えありません。</p>